

環境施設見学会

平成25年度

「エコバスツアー」参加団体募集

ごみ処理施設などを見学して、ごみ問題をみつめ直し、環境にやさしいライフスタイルについて考えるバスツアーへの参加団体を募集します。

対象 サークルや地域の団体、自治会、町内会など、環境に関心のあるグループ（営利法人を除く）。

見学施設 希望の施設を自由に組み合わせることができます（要事前相談）。

〈クリーンセンター、資源リサイクルセンターなど〉

参加費 無料

参加定員 1組30名まで（要相談）

実施期間 4月1日～平成26年3月31日まで

問合せ 北エコまちステーション ☎366-0155



北区民ボウリング大会 紫竹体育振興会 初優勝

3月3日、MKボウル上賀茂で第30回北区民ボウリング大会（14学区118人参加）が開催され、熱戦が繰り広げられました。結果は次のとおりです。

△団体の部▽	優勝 紫竹体振チーム	△女子個人の部▽	優勝 大岡みつ（鳳徳）
準優勝 柘野体振チーム	準優勝 鈴木恵子（紫竹）	準優勝 西村艶子（紫野）	準優勝 安達登喜子（楽只）
第3位 鳳徳体振チーム	第4位 池田千栄子（鷹峯）	第5位 池田千栄子（鷹峯）	
△男子個人の部▽	優勝 池田郁男（鷹峯）		
準優勝 岡田直樹（紫竹）			
第3位 高橋淳二（金閣）			
第4位 舟田秀成（大将軍）			
第5位 人見浩史（柘野）			

紫竹体振チームの皆様



胸部（結核、肺がん）検診 大腸がん検診を受けましょう



対象 結核検診は15歳以上、肺がん検診および大腸がん検診は40歳以上の方（ただし人間ドック、会社などで同様の検診を受診できる方を除く）

申込み 胸部検診は当日会場で、大腸がん検診は検診日の15日前までに京都予防医学センター（〒604-8491中京区西ノ京左馬寮町28 Fax811-9138）に、はがきまたはFaxにてお申し込みください。

費用（免除制度あり）

- 胸部検診 無料
- 肺がん喀痰検診 1,000円
- 大腸がん検診 300円

問合せ 健康づくり推進課 成人保健・医療担当 ☎432-1438

特定健康診査などを同時実施
国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療保険の被保険者および健康保険未加入の生活保護受給者（いずれも40歳以上）が対象。特定健康診査についてのお問い合わせは市保険年金課（☎213-5862）まで。

月	日	曜日	時間	会場
5	8	水	午後A	紫明小学校
	13	月		元町小学校
	22	水		金閣小学校
	29	水		やまびこくらぶ(原谷)
6	5	水	午後A	柏野小学校
	10	月		楽只小学校
	18	火		鷹峯小学校
	25	火		大將軍小学校
7	9	火	京都市交響楽団練習場	
8	6	火	午後A	大宮小学校
	19	月		衣笠小学校
	30	金		紫竹小学校
9	3	火	午後A	上賀茂小学校
	10	火		鳳徳小学校
	18	水		柘野小学校
10	8	火	午後A	紫野小学校
	10	木		雲ヶ畑出張所
	22	火		待鳳小学校
	24	木		小野郷出張所(氏子会館)
	31	木	午前	中川出張所

※午 前…午前10時～11時30分
午後A…午後2時～3時30分
午後B…午後2時～3時

平成25年度介護保険料通知書の送付について

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）に、「介護保険料通知書」を、4月下旬までにお送りします。この通知書でお知らせする保険料は、平成24年度市民税をもとに仮に算定したものであり、平成25年度市民税確定後の7月に保険料を再算定した通知書をお送りします。

4月の年金から引き落としされる方や口座振替をご利用の方以外は、通知書に納付書がついていますので、納期限までに金融機関で保険料を納めてください。なお、2月に年金から引き落とし（特別徴収）されている方は、今回の通知書は送付されず、7月に平成25年度の確定した保険料を通知します。保険料は4月以降も引き続き年金から引き落としされます。4月、6月および8月に年金から引き落としされる額は2月と同額です。

平成23年中に一時的な所得があり、平成24年度の保険料が引き上げられた方などについては、申請により平成25年8月の年金から引き落とし額を変更できる場合があります。この申請については、5月中に手続きを行ってください。



問合せ 福祉介護課介護保険担当 ☎432-13364

固定資産税の住宅用地に関する申告について

住宅の敷地として利用されている土地（「住宅用地」といいます）は、固定資産税が軽減されています。住宅用地を店舗や貸しガレージなど住宅以外の用途の敷地に変更された場合や住宅以外の敷地から住宅用地に変更された場合は、物件のある区役所・支所の固定資産税担当課へ必ず申告してください。

問合せ 固定資産税課 ☎432-12368

国民年金保険料免除制度などについて

この制度は、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請し承認されることにより、保険料の納付が免除、猶予される制度です。

- ▼国民年金保険料免除制度
保険料の納付が全額免除または一部免除される制度です。申請者、配偶者、世帯主の前年所得をもとに審査します。（一部免除の場合、免除されていない分の保険料を納付しなければなりません）
- ▼若年者納付猶予制度
学生でない30歳未満の方に保険料の納付が猶予される制度です。申請者、配偶者、前年所得をもとに審査

※保険料全額免除・若年者納付猶予を承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、翌年度以降は、改めて申請を行う必要はありません。継続申請をしない方は失業などを理由に承認された方は、7月に申請書の提出が必要となります。

- ▼学生納付特例制度
20歳以上の学生の方で、前年の所得が基準以下の場合、申請して承認されると、保険料の納付が猶予されます。

申請には学生証などが必要となります。

※平成24年度に学生納付特例が承認された方が引き続き申請される場合は、年金事務所から送付された申請書（ハガキ）を4月中に提出してください。

- ▼免除・猶予期間の取扱い
老齢、障害基礎年金などの受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映しません。（免除額に応じて減額されます）

問合せ 保険年金課保険給付・年金担当 ☎432-1273